

平成21年度生活保護法施行事務監査 結果について

社会・援護局保護課自立推進・指導監査室

平成21年度生活保護法施行事務監査結果について

〔特に面接相談の取扱い、暴力団員の排除及び
現業員等による不正事案の防止について〕

厚生労働省社会・援護局保護課
自立推進・指導監査室長補佐
佐藤 潤

1. 国の指導監査について

2. 平成21年度の監査結果について

- (1) 生活保護の面接相談の取扱い
- (2) 暴力団員の排除
- (3) 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の防止

〔資料〕

- 資料1：平成22年度生活保護法施行事務監査における重点項目
- 資料2：社会・援護局関係主管課長会議資料（平成22年3月2日）抄
- 資料3：生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検の実施（京都市）
- 資料4：現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について
（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
- 資料5：社会・援護局関係主管課長会議資料（平成20年3月3日）抄
- 資料6：〈特集〉生活保護運営上の問題（生活と福祉2007年12月号）

平成 22 年度の生活保護法施行事務監査における重点項目

- 1 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱い
- 2 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入所者に対する指導援助について
- 3 暴力団員の排除について
- 4 不正受給等の防止及び適正な債権管理について
 - (1) 申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について
 - (2) 課税調査の徹底について
 - (3) 不正受給に係る保護費の法第 6 3 条による返還又は法第 7 8 条による徴収の適用について
 - (4) 事後調定の是正と適正な債権管理について
- 5 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について
- 6 診療報酬明細書の点検について
- 7 代理納付について
- 8 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について
- 9 その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について
 - (1) 訪問調査活動について
 - (2) 病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について
 - (3) 扶養義務の取扱いについて
 - (4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用について
 - (5) 実施体制の整備について
 - ア 実施体制の整備
 - イ 組織的運営管理

社会・援護局関係主管課長会議資料（平成 22 年 3 月 2 日） ～抄～

1 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金及び家賃や水道・電気などライフラインに係る滞納状況など所謂急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時において面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 9 の 1 に基づき、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第 1 編問 9 の 1 から 2 を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じては特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第 11 の 1 及び別冊問答集第 1 編問 11 の 1 から 5 による「保護申請時における助言指導」との取扱いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第 9 の 1 に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加聴取等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第 2 のセーフティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

2 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①現役暴力団員について入院等により急迫状況を認め保護を開始した者について、退院等により急迫状況を既に脱しているにもかかわらず漫然と保護を継続していた事例、②過去には暴力団員であったが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は65歳以上であった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第10条の世帯単位の原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、都道府県等本庁においては警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることの徹底をお願いする。

3 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠に係る国への報告が、今年度においては平成22年1月までに11件となっている。このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の取扱い、さらに日常の現業業務の進行管理などに問題が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

平成 21 年 5 月 8 日

各 福 祉 事 務 所 長

保 健 福 祉 局 長

(担当：生活福祉部地域福祉課)

生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検の実施について（通知）

本市では、従来から暴力団員である疑いが生じた者について、京都府警への照会により暴力団活動の有無の確認に努めていたが、照会時には暴力団員でなかった者が照会后に暴力団員となっていた事案や福祉事務所において暴力団員と疑うことができなかったために京都府警に対する照会が行われていなかった事案等、結果として従来の照会方法のみによっては暴力団員による保護受給を阻止できない事案があることが明らかになった。

このため、本市の生活保護から暴力団を徹底的に排除し「必要な人に必要な保護」をより一層推進するため、本市として暴力団員と疑うべき対象をより明確にし、京都府警への照会が必要な者について漏れなくこれが実施されるよう努めるとともに、少なくとも年に1回、定期的な状況把握が行えるよう暴力団関係者一斉点検を実施することとし、別添実施要綱を策定したので通知する。

各福祉事務所においては、本通知後、直ちに当該一斉点検を実施し、暴力団の排除に取り組むこと。

また、今後は、各福祉事務所が福祉業務運営方針・事務事業計画において当該一斉点検の実施時期を定め、少なくとも年に1度は当該一斉点検を実施すること。

生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検実施要綱

1 概要

暴力団員の疑いのある者について、少なくとも年に1度定期的に暴力団活動の有無を京都府警察本部へ照会することにより暴力団員の把握に努め、暴力団の京都市生活保護からの徹底した排除に取り組むことにより「必要な人に必要な保護の実施」を推進する。

2 点検方法

(1) 点検対象者

生活保護を受給している者のうち20歳～80歳の男性

* 新規開始決定に係る調査については、この事業の対象としない。

(2) 点検実施時期

少なくとも年に1度定期的に実施する。

実施時期については、各福祉事務所運営方針・事業計画により定めることとする。

(3) 点検実施方法

① 20歳～80歳の男性のリストを出力

各福祉事務所の保護係長は、20歳～80歳の男性を抽出した(別紙1)「年齢別対象世帯一覧(20歳～80歳の男性リスト)」を電算により出力する。

② 照会対象者の選定及び照会対象者リストの作成

地区担当員は、(別紙1)「年齢別対象世帯一覧(20歳～80歳の男性リスト)」等を参考に暴力団員の疑いがある者(※1)を抽出したうえで、京都府警へ照会が必要な者を選定し(別紙2)「照会対象者リスト」に入力する。

(※1) 暴力団員の疑いがある者

ア 保護台帳に暴力団員である旨の記載がある新聞記事が編綴されている者

イ 保護台帳に暴力団活動に関わっていたことを示す記録がある者

ウ その他、以下の事由等から福祉事務所が暴力団員との疑いを持つ者

- ・ 行動や言動が威圧的である者や刺青等がある者
- ・ 覚せい剤所持や銃刀法違反等による逮捕歴や覚せい剤後遺症がある者
- ・ 近隣住民等から過去に暴力団員との通報があった者
- ・ 過去の生活歴や職歴、生計維持方法に不明な点が多い者
- ・ 高級車(年式を問わない)を使用している疑いがある者
- ・ 明確な理由なく不在がちであるなど生活実態に不明な点が多い者

* ア及びイについては、必ず照会を実施する。

ウに該当する者については、一律に照会することは必ずしも適当ではないため、地区担当員は保護係長との協議を実施するなど、照会の必要性等を組織的に検討したうえで、照会を実施することとする。

また、必要に応じて生活保護暴力団員等対策支援員に照会の要否等について、助言を求める。

③ 京都府警察本部へ照会

(別紙2-①)「照会対象者リスト」を入力後、CSVファイル化しFDに保存した(別紙2-②)「照会対象者リスト」及び紙媒体で出力した(別紙3)「照会依頼文」とあわせて、福祉事務所からの依頼に基づき生活保護暴力団員等対策支援員が京都府警察本部刑事部組織犯罪対策第一課へ持参することとするが、必要に応じて京都府警との窓口担当係長が京都府警察本部に照会文書を持参しても差し支えない。

④ 京都府警察本部から回答

京都府警察本部での調査が終了後、各福祉事務所の京都府警との窓口担当係長あてに連絡があるので、福祉事務所からの依頼に基づき生活保護暴力団員等対策支援員が京都府警察本部へ出向いたうえで、口頭で照会結果を聴取することとするが、必要に応じて京都府警との窓口担当係長が京都府警察本部に出向き照会結果を聴取しても差し支えない。

2 点検後の対応

(1) 暴力団員であることが判明した場合

ア 速やかに暴力団から離脱するとともに離脱の事実を確認できる書類(絶縁状・破門状等)を提出するよう指示し、離脱の事実を確認できる書類等が提出されない場合には、文書指示等の所定の手続きを経たうえで原則として保護を廃止する。

イ 暴力団から離脱の事実を確認できる書類が提出された場合は、京都府警察本部へ当該書類の真偽等について確認を行い、その結果、暴力団からの離脱が確認された場合は、誓約書、自立更生計画書及び厚生労働省の示した同意書を徴取したうえで、保護受給中に誓約に反して暴力団活動を行わないよう法第27条に基づき文書により指示する。

(2) 暴力団員であると判明しなかった場合

ア 元暴力団員であることが明らかな者(※2)

(※2) 元暴力団員であることが明らかな者

- ① 保護記録に添付されている新聞記事等により、暴力団員であったことが客観的に確認できる者
- ② 京都府警への照会結果において暴力団員との回答を得た後に暴力団を離脱した者
- ③ 京都府警から元暴力団員であると情報提供を受けた者

元暴力団員であることが明らかな者については、これまでの例から再度暴力団員に復帰するおそれもあるため「照会対象者リスト」の登載を継続し、翌年度以降の一斉点検時において暴力団活動の有無について照会を行う。

また、処遇困難世帯として、所長ヒアリングにおいて現状を報告したうえで、組織的な指導を行う。

なお、所長ヒアリングにおいては、(別紙5)「暴力団関係者の保護の状況(個別票兼所長ヒアリング資料)」を検討資料として使用し、ヒアリング後に必ず所長まで決裁を受けたうえで保護台帳に添付する。

イ 元暴力団員以外の者

元暴力団員以外の者のうち暴力団活動が疑われる者については、原則として「照会対象者リスト」への登載を継続し、翌年度以降の一斉点検においても暴力団活動の有無について照会を行うこととするが、照会後に長期入院・入所となった者等、対象者の生活状況等から暴力団活動を行っていないことが明らかな者については、地区担当員は保護係長と協議のうえ「照会対象者リスト」から削除して差し支えないこととする。

(3) 点検対象者の追加

一斉点検時以外に新規申請等により点検対象とすべき者が確認された場合は、随時、保護係長が「点検対象者リスト」に追加する。

3 組織的対応

(1) 暴力団員に対する保護廃止等に係る対応については、決して地区担当員や保護係長任せにすることなく、必ずケース診断会議を開催のうえ組織として一体となり対応するとともに、必要に応じて、生活保護暴力団員等対策支援員に助言や同席を依頼する。

また、ケース診断会議においては、(別紙5)「暴力団関係者の保護の状況(個別票兼所長ヒアリング資料)」を検討資料として使用し、ケース診断会議後に必ず所長まで決裁を受けたうえで、保護台帳に添付する。

(2) 暴力団員により福祉事務所職員に対する暴力行為や脅迫的言動がなされる可能性がある場合には、あらかじめ生活保護暴力団員等対策支援員や所轄警察署の組織犯罪対策担当課に連絡し、対応方法について助言を求めるほか、必要に応じて有事の際の迅速な対応が可能のように協力を求めるなど、生活保護暴力団員等対策支援員や所轄警察署からの必要な支援が得られるよう事前調整を十分に行う。

4 報告

(1) 点検終了後、一斉点検の結果を各福祉事務所ですべてを集計し、(別紙4)「一斉点検結果報告書」により保健福祉局生活福祉部地域福祉課へ報告する。

ただし、一斉点検の結果、告訴等の検討や警察等捜査機関に対する捜査への協力が必要な場合等には、報告期限にかかわらず、直ちに報告するとともにその対応を協議する。

(2) 暴力団員であるが急迫状態等により保護を適用している者（保護の停止を含む）については、世帯状況等を（別紙5）「暴力団関係者の保護の状況（個別票兼所長ヒアリング資料）」により報告する。

暴力団関係者一斉点検結果報告書

福祉事務所

事 項	対象者数
A 京都府警に照会を実施した者 (B+C)	
B 暴力団員であることが判明した者 (D+E+F+G+H)	
D 暴力団からの離脱を確認し保護を継続	
E 保護の廃止	
F 保護の停止	
G 暴力団からの離脱を指導中	
H 暴力団からの離脱は確認できないが、急迫状態により保護適用	
C 暴力団員であると判明しなかった者	

(別紙5)

暴力団関係者の保護の状況
(個別票兼所長ヒアリング資料)

所長	課長	係長	係員

対象者名				ヒアリング開催日	年	月	日	
ケース番号	- -			開始年月日	年	月	日	
訪問基準								
会議出席者	所長・課長・S V・C W・その他 ()							
世帯構成	続柄	(年齢)	職業等	現状	現暴・元暴・その他 ()			
		(歳)		開始理由・開始時の状況	(現役暴力団員の場合の急迫性の判断理由)			
		(歳)						
		(歳)						
		(歳)						
		(歳)						
世帯概要等歴								
警察等との連携	警察への照会	年 月 日		現在の指導状況	三点セット+同意書の徴取状況			
	照会の結果				○脱退を証する書類	済	(年 月 日)	未
					○自立更生計画書	済	(年 月 日)	未
					○誓約書	済	(年 月 日)	未
				○包括同意書	済	(年 月 日)	未	
	組活動の状況(組名・身分等)				29条調査の実施状況 (銀行 保険 他)			
					済	(年 月 日)	未	
疾病等	指導・援助の方針							
	指導の状況							
	ア 入院中							
	イ 通院中(就労不可)							
	ウ 通院中(就労可能)							
	エ 病状把握中(検診命令等)							
	オ 就労指導中							
カ その他								
状況	主治医訪問の有無	有 (年 月 日) 無		ヒアリング結果				
	嘱託医協議の有無	有 (年 月 日) 無						
	病状について							

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ()
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ()	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ()	

[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ()
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ()	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ()	

[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ()
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ()	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ()	

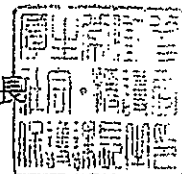
[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

社援保発第0309001号
平成21年3月9日都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について

保護の実施機関においては、生活保護費の支給等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案が発生しており、このことは生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

会計検査院の平成19年度決算検査報告においても、実地検査した212福祉事務所のうち43福祉事務所における現業員等による詐取、領得、事務け怠及び亡失(以下、「現業員等による詐取等」という。)の事態について、また、167の福祉事務所において、現業員等による詐取等が発生した上記43福祉事務所と同様の事務処理上の不備が見受けられた旨の指摘がなされており、実施機関における相互けん制等の内部統制を十分機能させることなどによる生活保護費の支給等事務の適正な実施及び不正事案の再発防止については是正改善措置が求められたところである。

各自治体におかれては、詐取等を行った現業員等に対し懲戒処分等の厳正な措置が講じられているところであるが、今後、現業員等による詐取等が発生した福祉事務所は勿論のこと、現業員等による詐取等が発生していない福祉事務所についても不正事案が発生しないよう、その再発または発生の防止対策を更に徹底する必要がある。

また、当該詐取等により不適正支出された生活保護費負担金については、その適正な精算を行い返還手続きを講じる必要がある。

については、下記の事項に留意の上、生活保護費の支給等事務の適正な実施とその不正事案の再発等防止対策を講じ生活保護行政の適正な運営に資するよう、実施機関を指導されたい。

記

1 生活保護費の支給等の事務処理の適正化について

- (1) 生活保護費及び生活保護法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備するよう指導すること。
- (2) 生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること。また、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。

(3) 現業員等が、虚偽の保護決定調書を作成し架空の生活保護費の支給手続き等を行い、生活保護費を詐取、領得した事例が発覚したことから、今後このような事例を防止するため、査察指導員等が、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税調査結果、保護決定通知書の送付等の点検など、現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること。また、被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備を図るよう指導すること。

(4) 生活保護費の支給事務に当たっては、多くの自治体において電算システムを導入し業務の効率化が図られているところである。

しかしながら、一部の自治体において、電算システムの中で支給決定に当たっての決裁機能が組み込まれておらず、担当員の起案したデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給されるといった事案が見受けられた。

このような取扱いは、現業員等の詐取等につながる恐れがあり、決裁を経ずに生活保護費の支給手続きを行うことは決してあってはならないものである。

生活保護費の支給事務においては、決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機能を活用するなどの方法により、決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行うよう指導すること。

なお、このための電算システム改修等に必要な費用については、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとするので、活用願いたい。

2 現業員等による詐取等不正事案の把握及び指導監査時の確認について

(1) 現業員等による詐取等不正事案が発生した場合は、直ちに別添 1 により厚生労働省へ報告すること。

(2) 上記(1)に係る事案については、その後の処置状況が確定次第、速やかに別添 2 により厚生労働省へ報告すること。

(3) 各実施機関における上記 1 の実施状況を指導監査等を通じ確認し、履行状況が不十分な場合は改善のための必要な技術的助言を行うこと。

3 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について

生活保護費国庫負担金の精算については、(1)又は(2)により行うこととなるので、管内実施機関に対して周知すること。

(1) 現業員等による詐取、領得事案に係る精算の方法について

現業員等の個人的な詐取、領得事案に係る国庫負担金の精算については、「生活保護費等の国庫負担金について」(平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省発社援第 0331012 号 厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)の別紙様式 11 「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告の訂正について」を提出させ、発生年度ごとに交付額の再確定を行う。

ただし、実施機関の組織的な関与が認められる詐取、領得事案については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)第 17 条第 1 項を適用し交付決定の取消を行う。

(2) 現業員等による事務け怠、亡失事案に係る精算の方法について

事務け怠、亡失事案に係る国庫負担金の精算については、交付要綱の別紙様式 8 「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告書について」の別紙 1 「生活保護費等国庫負担金精算書」の「返納金、徴収金、その他の収入」欄に、国庫負担金の精算時において、当該年度分として一括計上し精算すること。

なお、当該精算額については、不納欠損額には計上しないこと。

○社会・援護局関係主管課長会議資料（平成20年3月3日） 一部修正

職員の不正事例

(事例A)

○生活保護費の着服

(内容)

- ・被保護者8世帯に収入増加等を根拠に廃止や減額を通告していながら、これらの保護費について廃止の処理をしなかったり、収入額がないなどとして減額をせず、保護をそのまま継続して架空の生活保護費支給分3,177万円を約4年半にわたり詐取したものの。
- ・支払切符で換金する窓口払の仕組みを悪用し、被保護世帯と同名の印鑑を用意し、支給日に架空の保護費を銀行派出所から被保護者に代わって受取り着服。

(発生要因・問題点)

- ・現業員が現金を扱う行為が常態とされていた。
- ・課税状況調査を本人任せとし、組織的なチェックが不十分であった。
- ・生活保護費を窓口払としていた理由が不明確であった。
- ・不正が長期化した要因として、職員が自主的に当該世帯を担当するとの申し出があり、職員の経験に頼り同一世帯を長期間担当させ、結果的に職員任せとなり、査察指導員によるケースの状況把握や事態の発見もできなかった。

(未然防止策)

別紙参照

(事例B)

○生活保護費等を窃盗

(内容)

- ①福祉事務所のカウンター内の椅子の上にあった、生活保護費の入った手提げ金庫約440万円を窃盗。
- ②福祉事務所の金庫から遺留金を2度にわたり合計約49万円を窃盗。

(発生要因・問題点)

- ・現金管理の不徹底
 - ①金庫取扱者の厳重な管理意識が欠けていた。
 - ②経理担当職員が頻繁に出し入れするとして、勤務時間中のみ金庫には施錠がされておらず、厳重な管理意識が欠けていた。

(未然防止策)

別紙参照

(事例C)

○被保護者名簿の漏洩

(内容)

- ・借金をした金融業者から、「被保護者名簿等を渡せば借金を帳消しにする」と持ちかけられ、職員がこれに応じ被保護者全世帯分の情報が漏洩した。
- ・事件発生後、全被保護世帯宅への謝罪訪問と不審電話などの被害の状況確認を実施したが、被害のある被保護世帯はなかった。
- ・警察と連絡をとり被保護者名簿の回収に努めている。

(発生要因・問題点)

- ・情報管理の不徹底
- ・職員の倫理意識の欠如

(未然防止策)

- ・情報管理の徹底
- ・研修等による職員の倫理意識の高揚

(別紙)

福祉事務所における職員の不正事例の分類と対応策

○不正事例の分類

金銭に絡む職員の不祥事の内容を大別すると、

A：保護費等を被保護世帯に渡す前の段階で不正に取得するもの、

B：被保護者が持つ金銭を不正に取得するもの、

C：職場内における保護費等の窃盗

の3つに類型化できる。

発生の要因として考えられることは、Aについては、現業員が直接現金を取扱っていたこと、窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったこと、安易に現業員が印鑑等を使用できたこと、長期にわたり現業員が同一世帯を担当していたことなどである。

Bについては、現業員が被保護者の通帳等を管理していたこと、現業員による返還金等の現金の取扱いが行われていたこと、被保護者に対し返還金等の取扱い方法が周知されていなかったことなどがあげられる。また、A Bいずれもその多くが査察指導員がケースワーカーに業務を任せきりにして点検等がなされていなかったことも大きな要因である。

Cについては、返還金の会計への納入処理が遅れ長期間金庫で保管する状態だったことなどである。

○防止対策等（別表参照）

防止策としては、①システム上の対策として、口座払いの推進、窓口払いの場合の経理担当等との複数による支給体制の確立、現金等取扱い方針等の作成とその周知徹底がある。次に、②運営上の対策として、査察指導員によるケースの状況把握の徹底や現業員の業務の進行管理、課税調査の徹底、定期的な自主的内部点検の実施、担当地区を一定期間で変更することなどがある。また、③倫理（モラル）上の対策として、幹部職員等が職員の不祥事は絶対に起こさないという強い意識を持ち、職員にたとえ僅かな額でもこのような行為は犯罪行為だということを強く認識させ、不正防止に対する意識の高揚を図ること、研修等による職員のモラル向上などがあげられる。

またCについては、金庫等管理の徹底を図るとともに迅速な返還金の納入処理などがある。

いずれの場合も、特に査察指導員等はケースワーカー任せにせず、組織的に業務を推進し、定期的な点検等を行うことがなにより肝要である。

福祉事務所職員における不正の類型・要因・防止対策

類型	主な不正の方法	発生要因	防止対策
A 保護費の不正取得	①廃止・停止したケースについて、事務処理手続きを行わず、保護継続を装い保護費を支出させ、不正に取得 ②収入認定すべき年金収入等を事務処理をせずに保護費を過大に支出させ、差額を不正に取得 ③転居に伴う敷金等を過大に水増すなど関係書類を偽造して請求し、本人には正規の額を支給し、差額分を不正に取得	①現業員による現金の取扱いが行われていたこと。 ②窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったため、安易に現業員が印鑑等を使用し保護費を受給できたこと。 ③組織的なチェック体制が不十分だったこと。 ④長期にわたり、同一世帯を同じ現業員が担当していたこと。 ⑤査察指導員等が現業員に現業業務を全任していたこと。	①口座払いの推進 ②窓口払いの場合は、経理担当職員等同席による本人確認、及び支給体制の確立 ③現金等取り扱い方法の確立 一・取り扱い方針等の作成 ・被保護者に対する周知徹底 ④査察指導員による世帯状況の把握の徹底 一ケース記録等から疑義が生じた世帯については、同行訪問又は、来所させる等により被保護者と直接面接の上、状況の把握に努める。 ⑤福祉事務所内の状況把握等 一査察指導員・幹部職員は、現業員等の状況の把握に努めるとともに、現業員に業務を任せたままにせず、組織的な運営管理に努める。 ⑥課税調査の徹底 ⑦内部点検等による各ケースの確認 ⑧現業員の担当地区を一定期間で変更 ⑨職員の資質の向上及びモラルの徹底
B 被保護者の通帳等からの不正取得	①被保護者の通帳・印鑑及びキャッシュカード等を預かり、保護費等を不正に引き出し着服 ②被保護者から返還金等に係る現金を預かり、処理せずに着服	①現業員が被保護者の通帳、印鑑、キャッシュカード等を管理していたこと。 ②現業員による返還金等の現金の取扱いが行われていたこと。 ③被保護者に対し、返還金等の取扱い方法の周知が徹底されていなかったこと。	①現金等取り扱い方法の確立 一・取り扱い方針等の作成 ・被保護者に対する周知徹底 ②査察指導員による世帯状況の把握の徹底 一ケース記録等から疑義が生じた世帯については、同行訪問又は、来所させる等により被保護者と直接面接の上、状況の把握に努める。 ③福祉事務所内の状況把握等 一査察指導員・幹部職員は、現業員等の状況の把握に努めるとともに、現業員に業務を任せたままにせず、組織的な運営管理に努める。 ④内部点検等による各ケースの確認 ⑤現業員の担当地区を一定期間で変更 ⑥職員の資質の向上及びモラルの徹底 ⑦金銭管理能力に欠ける者などの通帳、印鑑等に係る管理については、地域福祉権利擁護事業の活用などを検討。
C 保護費等の盗難	金庫等に保管していた保護費等を盗難	①支給日に来所できなかった世帯の保護費が金庫で管理されていたこと。 ②預かった返還金の会計への納入処理が遅れて、長期間、金庫で保管された状態であったこと。	①口座払いの推進 ②金庫管理の徹底 一・限られた職員による管理の徹底、鍵の管理の徹底、配置位置の検討等 ③金庫内残額の定期的な確認 ④迅速な返還金の納入処理

生活保護 運営上の問題

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

はじめに

近年、福祉事務所職員が生活保護費（以下、「保護費」という。）を着服したり、返還金の事務処理を怠ったまま放置していたりしたなど職員による不祥事の報道が多くなされているところである。

もちろん大多数の職員は誠実に職務を行っており、不祥事を起こした者はごく一部にすぎない。しかしながら、生活保護制度による保護費はすべて公金によってまかなわれており、一度このような不祥事が発生すれば、国民の福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるだけではなく、ひいては生活保護制度そのものの信頼をゆるがしかねないこととなり、あってはならないことである。

このようなことを背景に今月号では、福祉事務所職員による不祥事について、発生の状況や対応策などについて分析するとともに具体的な事例（二市）についてその発生要因や再発防止策を紹介することとした。福祉事務所における不祥事発生の未然防止に何らかの参考になれば幸いである。

職員不祥事の種類等

ここ数年で、新聞等により報道された生活保護に係る福祉事務所職員による不祥事をみると次のとおりとなっている。

15年度	5件	現業員の保護費の着服、返還金の放置紛失等
16年度	5件	現業員の保護費の着服、保護費戻入金放置等
17年度	10件	現業員の保護費の着服、遺留金の着服等
18年度	20件	現業員の保護費の着服、被保護者へのセクハラ等

最近、公務員に対する国民の目は大変厳しいものがあるが、このように件数は年々増加しており、全体から見ればごく一部の者の不正とはいえ、看過できない問題である。このようなことから職員による不祥事について、各福祉事務所において未然防止のための方策を講じておくことは重要である。

次に、金銭に絡む職員の不祥事の内容を大別すると、
A：保護費等を被保護世帯に渡す前の段階で不正に取得するもの
B：被保護者が持つ金銭等を不正に取得するもの
C：職場内における保護費等の窃盗

の三つに類型化できる。

発生の要因として考えられることは、Aについては、現業員が直接現金を取り扱っていたこと、窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったこと、安易

に現業員が印鑑等を使用できたこと、長期にわたり現業員が同一世帯を担当していたことなどである。

Bについては、現業員が被保護者の通帳等を管理していたこと、現業員による返還金等の現金の取り扱いが行われていたこと、被保護者に対し返還金等の取り扱い方法が周知されていなかったことなどがあげられる。また、A Bいずれもその多くが査察指導員がケースワーカーに業務を任せきりにして点検等がなされていなかったことも大きな要因である。

Cについては、返還金の会計への納入処理が遅れ長期間金庫で保管する状態だったことなどである。

防止対策等

防止策としては、①システム上の対策として、口座払いの推進、窓口払いの場合の経理担当等との複数による支給体制の確立、現金等取り扱い方針等の作成とその周知徹底がある。次に、②運営上の対策として、査察指導員によるケースの状況把握の徹底や現業員の業務の進行情況、課税調査の徹底、定期的な自主的内部点検の実施、担当地区を一定期間で変更することなどがある。また、③倫理（モラル）上の対策として、幹部職員等が職員の不祥事は絶対起こさないと強い意識を持ち、職員にたとえ僅かな額でもこのような行為は犯罪行為だということなどを強く認識させ、不正防止に対する意識の高揚を図ること、研修等による職員のモラル向上などがあげら

れよう。

またCについては、金庫等管理の徹底を図るとともに迅速な返還金の納入処理などがある。

いずれの場合も、特に査察指導員等はケースワーカー任せにせず、組織的に業務を推進し、定期的な点検等を行うことがなにより肝要である。

以上の内容を詳細にまとめたのが別表である。まだまだ分析等が不十分な点もあるが、不正の概要を理解し、防止対策を講じる際の一助にしたい。

おわりに

福祉事務所の職員数等の実施体制はさまざまであり、

A市の事例

○事件概要

この事例は、福祉事務所ケースワーカー（以下「元職員」）が平成十四年七月から十九年二月にかけて、被保護世帯の廃止時期や収入額を偽るなどの方法により生活保護費合計三千百七十七万円を詐取したうえ、私的な経費（借金返済、遊興費等）に費消したものである。

○発見の経緯

後任者が引継後台帳を精査する過程で不審な事務処理

一律な対応をとることは困難な面もあるが、危機管理の点からもその事務所に応じた不祥事対策を講じておくことは必要である。

万一不祥事が起こった場合、一度失った信頼を回復することは容易ではない。この点からも不祥事は絶対に対処してはいけないという決意を持って取り組むことが大切である。

また、告発については、個別の事情でそれぞれ判断する必要があるが、いずれの場合でも自治体は毅然とした対応が求められることから、万一不祥事が発生した場合、内々で処理せずに厳正な態度で臨むことが必要である。

に気づき調査を進めていたところ、会計検査院実地検査において、課税調査で、あるケースについて収入があるにもかかわらずその収入を認定せずに保護費を支給しているため、保護費が過大支給になっていることを指摘された。

このため、元職員が担当していたケース台帳や保護費の支払い関係書類を精査するとともに、元職員及び関係者の事情聴取を進めた結果、今回の事件が判明したものである。

○不正の手口

主な不正の手口については、以下のとおり。

★事例1★廃止時期を偽ったもの

被保護世帯に対し保護を廃止すると通知したが、直ちには事務処理を行わず、一定の期間保護が継続していたように操作し、その間の保護費を詐取。

★事例2★収入額を偽ったもの

被保護世帯の稼働収入増加により保護費を減額支給すべきところ事務処理を行わず、収入の増加がないものとして事務処理し、その差分の保護費を詐取。

当事務所では、生活保護費の支払いは銀行口座払いが原則となっているが、元職員はこれらのケースは特段の理由があるとして窓口払いとし、自ら購入した当該被保護世帯の印鑑を支払い切符に押印し、課長印の押捺を受けた後、自ら区役所内の銀行派出所で換金してその全額を着服した。

○発生要因・問題点

- 一 上司である課長、係長による指導監督・査察指導が不十分
- ・一年以上の長期間にわたって台帳が点検されていないものが認められた。
- ・年一回の処遇方針改定時に、処遇内容を十分検証していないものが認められた。

区 分	世帯数	詐取された月数	詐取金額
廃止時期を偽ったもの	4世帯	88月分	1632万円
収入額を偽ったもの	3世帯	90月分	940万円
その他	1世帯	27月分	545万円
合 計	8世帯	205月分	3117万円

保護費の事務所払いを安易に容認していた。

元職員の生活保護業務のキャリアの長さや係長と同格の主査であることから、元職員に対する査察指導を行うべき係長に遠慮や放任的な意識があり、査察指導が十分になされなかった。

二 課税台帳調査が不十分
 課税台帳調査を元職員に任せ、課長、係長のチェックが十分でなかった。

課税台帳調査未了分について、保護を廃止すれば調査不要とする運用がなされていた。

三 元職員による支払切符の現金化
 事情により支払切符を現金化して被保護世帯に渡す場合、支払事務担当者（非ケースワーカー）が行うようになっていたが、元職員が行っていた。

四 長期間同一ケース担当による不正の長期化

○発覚後の対応

- ・元職員が担当していた全ケースについて点検したが、他に着服等の問題はなかった。また、全市の事務所払いケースについても点検を実施。
- ・元職員については、十九年九月懲戒免職、同月詐欺容疑で逮捕、十月起訴。

○再発防止策

当面の再発防止策として本庁及び市内各福祉事務所に
おいて、以下について取り組む。

- 一 区保護課長及び保護係長による日常的な指導監督の強化
 - ・保護係長は、収入申告に基づく処理、訪問活動の結果等を定期的に点検し、適正な事務処理がなされているかチェックを強化する。
 - ・銀行口座払いを原則とし、保護課長及び保護係長は、窓口払いの要件の点検を徹底する。
- 二 主査に対する査察指導の強化
 - ・福祉事務所長及び区保護課長は、保護係長の査察指導が適切に行われているか、適時チェックする。
- 三 区保護課長によるチェック体制の強化
 - ・新たに区保護課長が課税台帳調査チェックリストを作成し、進行管理を厳正に行う。
 - ・市本庁保護課は、課税台帳調査について、区保護課長の進行管理を点検し、また、廃止台帳について監査する。

四 支払切符及び現金の管理の徹底

- ・保護費の窓口払いにおける支払切符の管理は、査察指導員に限定するものとし、保護費を認定するケースワーカーは、現金を扱わないことを徹底する。
- ・特段の理由により現金化して被保護世帯に渡す必要がある場合でも、換金は支払事務担当者のみが行えるものとする。

五 二年を用途に担当地区を変更

- ・人事異動に伴う担当員、担当地区変更の事務引継についても確実に上司に報告させる。

六 研修の強化・資質の向上

七 職員の不祥事の原因の分析・究明

- ・今般の担当職員の不祥事について、原因を分析・究明し、適正な保護業務を行うための方策を検討し、もって生活保護行政の信頼回復を図ることを目的として、会計審査部門、行政監察部門や福祉事務所関係の課長級職員等からなる「生活保護不祥事再発防止検討委員会」を設置した。原因の分析、課題の検討等を行い、十一月中を目途に再発防止策のまとめを行うこととしている。

★ここにA市の事例を掲載したが、他の事例(B市)については、誌面の都合により、二月号に掲載を予定している。

生活保護運営上の問題「B市の事例」

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

十二月号特集で取り上げた、福祉事務所職員の不祥事問題。今回はその続編としてB市の事例を紹介し、引き続き、不祥事の発生要因や再発防止策について考えていきたい。

○事件概要

【事例1】生活保護費等の詐取

福祉事務所ケースワーカー(以下「元職員」という)が平成十八年一月、被保護世帯の転居に際し、転居に係る敷金等の必要額(二十一万四千円)を知りながら、実際より多い金額(四十一万円)を不正に請求し、福祉事務所経理担当者から直接現金を受け取り、詐取した。

【事例2】福祉事務所保管現金の窃取

元職員が平成十八年四月、勤務時間中に執務室内キャッシュネットに保管されていた現金九十七万四千円を窃取した。

○発見の経緯

事例1については、平成十八年四月元

職員の異動後の内部点検で疑義が発覚。

○発覚後の対応

事例1については、疑義が生じて以後内部調査を行い、平成十八年六月告発状を提出し、七月逮捕に至り、懲戒免職とした。

事例2については、所轄署と相談を行い、元職員の余罪である可能性が高いため、七月に被害届、八月に告発状を提出し、再逮捕された。

○発生要因・問題点

・当該福祉事務所においては、生活保護費等の現金の一部を経理担当者が直接、ケースワーカーに手渡し運用が行われていた(保護費支給の取扱いを定めた通知に違反していた)。
・福祉事務所における現金管理方法等について、全市で統一した取扱基準がなかったため、結果として、各福祉事務所において厳格な手続きが取られていなかった。
・当該福祉事務所では、現金については

金庫に保管することとなっていたが、一部の現金について執務時間中は鍵のかかっていないキャッシュネットに保管されており、現金管理が十分ではなかった。

○再発防止の対策

B市においては、生活保護費の取扱いを定めた局長通知により、適正に事務処理を行うよう指導してきたところであったが、今回の不祥事を受け、次のとおり再発防止策を講じた。

1 現金の取扱いについての局長通知の全面改正

今回の事案や福祉事務所実態調査の結果を踏まえ、福祉事務所において組織的に現金等の管理が行えるよう、現行の局長通知を全面改正した(改正後の局長通知の概要は後述のとおり)。

2 監督体制の見直し

福祉事務所における事務処理及び現金取扱いの適正化を図るため、局長直轄の特別査察部門を設置した。特別査察部門においては、不正防止の観点から、保護費の支出に係る領収証等の差証資料及び関係

者への確認等、抜き打ち査察も含めて、福祉事務所に対する査察を実施している。

3 被保護世帯への周知

不正を未然に防止することを目的に、ケースワーカーの現金取扱い等に関する周知文書を全被保護世帯に送付し、ケースワーカーが単独で現金を取り扱わない旨の周知徹底を図った(以降、毎年度周知文書を送付)。

4 職員研修

改正後の局長通知等の取扱いについて周知徹底を図るため、福祉事務所職員全員を対象とした研修を実施した(以降、毎年度、福祉事務所新任職員を対象に研修を実施)。

5 福祉事務所ケースワーカーの人材育成の充実と適正配置

本庁と福祉事務所の人事交流をはじめバランスのとれた人材配置を推進するとともに、福祉事務所全職員を対象とした倫理研修を実施した(以降、毎年度、福祉事務所新任職員を対象に研修を実施)。また、ケースワーカーの担当地区(世帯)について、短期間(三年程度)での担当替えを行うこととした。

6 人事異動時の内部点検の継続実施

人事異動時の内部点検を毎年継続実施し、不祥事の再発防止を図る。

○改正後の局長通知の概要

局長通知の対象を生活保護費のみならず福祉事務所取扱う全ての金銭等に拡大した。

1 口座振込の原則化

福祉事務所において扱う保護費、各種給付金、貸付金等の支払いは、事故防止及びプライバシー保護の観点から、口座振込を原則とすることを徹底する。また、リーフレット等を用い口座振込を組織的に勧奨する。

2 口座振込以外の例外的取扱いルールを徹底

①保護費窓口払い

口座振込以外の対応が必要な対象者(その世帯の状況から窓口払いによらなければ保護費支給が困難な者及び来所指導によらなければ生活実態の把握や指導が困難な者)を限定し、経理担当者(被保護者に直接支給すること)を徹底し、組織的な対応を行うために窓口払い取扱いルールを規定した。

(被保護者から所定の様式により窓口払い申出書の提出を受け、ケース診断会議を開催し、組織的にその可否を

検討する。窓口払いを認めた場合も年一回は必ず見直しを行う)。

②保護費の宅配

外出困難な一人暮らし世帯等で、金融機関や福祉事務所に赴けず、保護費の宅配をしないと日常生活に支障があると認められる者で、成年後見制度等の他制度の利用が困難である者については、被保護者の自宅等に保護費を届ける(以下「宅配」という)取扱いルールを規定し、組織的に対応することを徹底する。宅配が必要な対象者を所内会議で組織的に決定し、査察指導員が指名した職員を含む複数対応で宅配を行うことを徹底する。

3 その他の給付金、貸付金等の取扱い

生活保護費以外のすべての給付金、貸付金等の支給事務の取扱いに当たっても、口座振込を原則とし、例外的取扱手続きは、生活保護費の取扱いに準じて実施する。